

:: 指定管理者制度導入施設 モニタリング・シート ::

評価年月日: 令和元年7月29日

1 基本事項	
公の施設の名称	相模原市立けやき体育館
指定管理者の名称	社会福祉法人相模原市社会福祉事業団
指定期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで(5年間)
施設設置条例の名称	相模原市立けやき体育館条例
施設の設置目的	障害者の健康の増進、機能の回復及び教養文化活動の促進を図り、もって障害者の福祉の向上に寄与する。(条例第2条)
施設概要	所在地: 相模原市中央区富士見6丁目6番23号 敷地面積: 4,058.72㎡のうち2,252.87㎡ 延床面積: 1,723.37㎡ 構造: 鉄筋コンクリート造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺2階建 主な諸室: 体育室、機能訓練室、更衣室、教養室、和室、教室
施設所管課の名称	健康福祉局福祉部障害政策課

2 管理実績							
項目(単位)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者数合計(人)	57,559	59,954	62,750	62,588	67,135	60,325	/
障害者利用人数合計(人)	18,144	19,695	20,418	20,386	22,084	19,935	/
利用料金合計(円)	2,102,158	2,840,665	2,381,800	2,658,260	2,426,919	2,127,375	/
貸館率(%)	65.0	64.0	65.8	67.2	68.0	68.0	/
収入総額(円)	57,462,078	50,557,447	49,856,802	53,375,960	54,329,919	68,181,375	/
支出総額(円)	57,462,078	50,557,447	49,856,802	53,375,960	54,329,919	68,181,375	/

3 成果指標の達成度	
指標名(単位)	施設の年間利用回数 単位:回 令和元年度～:障害者の年間延利用人数 単位:人
指標式と指標の説明	対象施設: 体育室、機能訓練室、教養室、和室、教室

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
目標値(単位)	3,511	3,453	3,483	3,513	3,543	3,603	21,900
実績値(単位)	3,346	3,409	3,513	3,579	3,620	3,622.5	/
達成度(%)	95.3%	98.7%	100.9%	101.9%	102.2%	100.5%	0.0%

施設の設置目的や施策の達成度を客観的に評価するため、指定管理者の募集において示した成果指標。

4 評価

指標名(単位)	評価	コメント
施設の設置目的の達成度	A	・成果指標である施設の利用回数について、目標を達成している。 ・障害者の健康の増進や教養文化活動の促進を図るため、多くの方に施設を利用していただけるよう、障害者スポーツ講座やふれあい文化講座として年間24講座、延べ62回開催している。
事業・業務の履行状況	A	・事業計画書どおり、事業を行っている。 ・自主事業として開催している各種講座では、より参加しやすくなるよう、障害種別の括りを撤廃した。また、平成30年度からは、SNSによる施設の貸し出し状況や講座の開催情報などを発信し、多くの方に施設を利用していただけるよう、積極的に取り組まれている。
利用者満足度の向上度	A	・満足度調査における「満足」「まあ満足」と回答した利用者は全体の97.2%となっており、市総合計画で掲げた目標値(91.7%)に対し、106%の達成度となっている。 ・調査における意見について、対応可能な事項については随時改善するとともに、直ちに改善が困難なものについて、丁寧な説明を行い理解を得ている。また、日頃より、利用者とのコミュニケーションをとり、意見や要望を聞き、施設の運営に活かしている。
財務状況の適正性	S	・施設について収支は同額であるが、事業区分間繰入金を支出しており、実質的に黒字である。また、法人についても収支は黒字で安定している。 ・経営状況に、特段の課題はない。

【施設の設置目的の達成度】の評価基準

モニタリングシート(3 成果指標の達成度)における「達成度」の内容について、次の基準により評価する。

- S: 当該年度の達成度が110%以上
- A: 当該年度の達成度が100%以上110%未満
- B: 当該年度の達成度が90%以上100%未満
- C: 当該年度の達成度が80%以上90%未満
- D: 当該年度の達成度が80%未満

【事業・業務の履行状況】の評価基準

モニタリング基礎シート(様式1)における「評価」の内容について、次の基準により評価する。

- S: 全ての評価項目に「」または「」がつき、「」の数が評価項目の総数の3分の2以上である。
- A: 全ての評価項目に「」または「」がつき、「」の数が評価項目の総数の3分の2未満である。
- B: 全ての評価項目が「」である。
- C: 「」と「」のどちらもつかない項目が1つある。
- D: 「」と「」のどちらもつかない項目が2以上ある。

【利用者満足度の向上度】の評価基準

モニタリング基礎シート(様式2)における「達成度」の内容について、次の基準により評価する。

- S: 当該年度の達成度が110%以上
- A: 当該年度の達成度が100%以上110%未満
- B: 当該年度の達成度が90%以上100%未満
- C: 当該年度の達成度が80%以上90%未満
- D: 当該年度の達成度が80%未満

【財務状況の適正性】の評価基準

モニタリング基礎シート(様式3)における「3 指定管理者の団体本体の経営状況」の内容について、次の基準により評価する。

- S: 評価対象年度の決算において、収入が支出を上回っており、かつ選考委員会による意見として本体の経営状況に「特段の課題はない」とされた場合
 - A: 評価対象年度の決算において、本社等からの繰入れを行っておらず(収支が一致している。予定外の自主事業等へ対応した場合を除く)、選考委員会による意見として本体の経営状況に「特段の課題はない」とされた場合
 - B: 評価対象年度の決算において、本社等からの繰入れを行っているが(予定外の自主事業等へ対応した場合を除く)、選考委員会による意見として本体の経営状況に「特段の課題はない」とされた場合
 - C: 評価対象年度の決算において、本社等から繰入れを行っている(予定外の自主事業等へ対応した場合を除く)、または選考委員会による意見として本体の経営状況に「若干の懸念がある」とされた場合
 - D: 評価対象年度の決算において、本社等から繰入れを行っており(予定外の自主事業等へ対応した場合を除く)、かつ選考委員会による意見として本体の経営状況に「重大な懸念がある」とされた場合
- 「財務状況の適正性」の項目については、グループ全体としての評価とする。(複数の施設をグルーピングしている場合のみ)

客観的評価として以上の基準によりS～Dを判定し、選考委員会の意見を踏まえて調整することも可能とする。

5 施設所管課による総合評価

<p>コメント</p>	<p>・事業計画どおりに業務を実施し、施設・設備の適切な維持管理が行われている。また、利用者アンケートにある施設の要望に対し、施設の修繕や備品を充実させるなど、利用者が快適に利用できるよう努めている。 ・より多くの障害のある方に施設を利用していただくため、様々な工夫をしながら各種講座の開催や、情報の発信に努めている。 ・利用者満足度調査では、「満足」「まあ満足」と回答した利用者の割合が高い水準となっている。</p>
-------------	---

6 指定管理者選考委員会による評価

<p>評価実施日</p>	<p>令和元年7月29日</p>
<p>コメント</p>	<p>・施設の設置目的である、障害者の健康の増進や教養文化活動の促進を図るため、より多くの障害のある方に施設を利用していただけるよう、様々な工夫をされていることは評価できる。 ・東京パラリンピックの開催を来年に控え、障害者がスポーツに親しむ機運が高まっていることや、昨年には、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されたことを踏まえ、スポーツ・教養文化・芸術などを通じ、障害の有無にかかわらず、市民が交流する場としての更なる取組を期待する。</p>